

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通	全ての届出に添付	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
地域密着型通所介護	職員の欠員による減算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ・看護職員の欠員に伴う場合は、看護師又は准看護師の資格証の写し ・介護支援専門員の欠員に伴う場合は、介護支援専門員証の写し
	高齢者虐待防止措置実施の有無	・添付書類不要
	業務継続計画策定の有無	・添付書類不要
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価(届出様式)
	時間延長サービス体制	・実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載のこと。 ・運営規程(時間延長サービスについて明記)
	共生型サービスの提供(生活介護事業所)	・添付書類不要
	共生型サービスの提供(自立訓練事業所)	・添付書類不要
	共生型サービスの提供(自動発達支援事業所)	・添付書類不要
	共生型サービスの提供(放課後等デイサービス事業所)	・添付書類不要
	生活相談員配置等加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙21) ・生活相談員の資格証の写し
	入浴介助加算(加算Ⅰ・加算Ⅱ)	・浴室の平面図と写真 ・入浴介助に関する研修を実施または実施することがわかる資料
	中重度者ケア体制加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙22) ・利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)(別紙22-2) ・看護職員の資格証の写し
	生活機能向上連携加算(加算Ⅰ・加算Ⅱ)	・契約書等(協定を含む)の写し ※訪問リハビリステーション、通所リハビリステーション、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かるものであること。
	個別機能訓練加算(加算Ⅰイ・加算Ⅰロ、加算Ⅱ) ※加算Ⅰイと加算Ⅰロの併算定はできません。	【加算Ⅰイ・加算Ⅰロ】共通 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師等の資格証の写し 加算Ⅰイの場合 ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ※運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。 ・運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすことができるが、機能訓練指導員が直接訓練の提供を行わなければならない、直接訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。 加算Ⅰロの場合 ・加算Ⅰイに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ・2名以上の機能訓練指導員が配置された時間に、機能訓練指導員が直接訓練の提供を行わなければならない、直接訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。 ※当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する時間は、通所介護における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 加算Ⅱ ・加算Ⅰイ又は加算Ⅰロの算定に加え、LIFEへの登録が「あり」の場合は、加算Ⅱを算定可能。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類等一覧表

※新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合は、添付書類が必要となります。

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
共通	全ての届出に添付	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2) ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	加算の取り下げ	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の添付を求める各加算について、算定要件を満たしていた最終月のものを添付。
地域密着型通所介護	ADL維持等加算[申出]	・添付書類不要
	認知症加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・認知症加算に係る届出書(別紙23) ・利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙23-2) ・認知症介護に係る所定の研修等を修了したことが確認できる書類の写し ※認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修
	若年性認知症利用者受入加算	・添付書類不要
	栄養アセスメント・栄養改善体制	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・管理栄養士の資格証の写し ・委託契約書(外部の管理栄養士が実施する場合) ※管理栄養士を1名以上配置し、運営規程にも記入すること。
	口腔機能向上加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※加算算定開始月のもの ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し ※言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師を1名以上配置し、運営規程にも記入すること。
	科学的介護推進体制加算	・添付書類不要
	サービス提供体制強化加算 (加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅲイ、加算Ⅲロ) ※毎年度確認が必要 ※次年度に向けたサービス提供体制強化加算の変更は、毎年3月15日が締切となります(年度途中から変更する場合には、変更月の前月の15日まででも可)	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3) ・サービス提供体制強化加算に係る確認表(別紙14-3附表) ※割合の要件の根拠となる書類を保存しておくこと(提出不要) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ※届出月の前月末日時点のもの ・介護福祉士の資格者証の写し ※加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を算定する場合に添付